

第2次浜松市人権施策推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第2次浜松市人権施策推進計画(案)」とは

平成27年3月に策定した「浜松市人権施策推進計画」が5年の期間満了を迎えますが、現在も多様な人権問題が存在しその解消に向けた取り組みが必要となっています。そのため、社会情勢など人権を取り巻く状況の変化も踏まえ「第2次浜松市人権施策推進計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年12月17日(火)～令和2年1月15日(水)

3. 案の公表先

福祉総務課人権啓発センター、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

※浜松市ホームページでは、「第2次浜松市人権施策推進計画 解説編(案)」も掲載しています。

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	人権啓発センター(クレート浜松1階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 人権啓発センターあて
③電子メール	jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-450-7702(人権啓発センター)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和2年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課 人権啓発センター(TEL 053-457-2031)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要…………… P 1

●第2次浜松市人権施策推進計画（案）

第1章 基本的な考え方 …………… P 2

第2章 重点的な取り組みの方向性 …………… P 4

第3章 分野別施策の取り組み …………… P 5

《参考》

●第2次浜松市人権施策推進計画 解説編（案）…浜松市ホームページに掲載

●意見提出様式 …………… P 6

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第2次浜松市人権施策推進計画（案）
趣旨・目的	人権施策推進計画は、様々な人権問題の解消に向けて、今後の本市の人権施策の方向性を示すとともに、浜松市に暮らす市民の方が、様々な人権について知り、考え、行動する「思いやりあふれる社会」づくりへの指針となるものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成27年3月に策定した「浜松市人権施策推進計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みについての検証をするとともに、現在も多様な人権問題が存在することから、その解消に向けた取り組みについて、人権を取り巻く社会状況の変化も踏まえ「第2次浜松市人権施策推進計画」を策定します。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	計画の策定については、国が示した主な人権課題、現在の計画の進捗状況の検証、人権に関する意識調査結果などを踏まえ、新たな人権課題及び新たな取り組みについても反映できるよう、見直しを行いました。
案のポイント（見直し事項など）	<p>【計画期間】 令和2年度～令和6年度の5年間</p> <p>【政策目標】 人権に関する意識調査から人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要なことが明らかとなり、「人権尊重意識が定着した社会とは」どのような社会であるかを想像し、政策目標を「思いやりあふれる社会の実現」に変更しました。</p> <p>【施策の方向性】 重点的な取り組みの方向性に、各分野に共通する取り組みである「相談・支援の推進」を追加し、体系図を見直しました。 分野別施策の取り組みに、再犯の防止等の推進に関する法律の施行を受け「刑を終えた出所した人の人権」及び社会情勢の変化を踏まえ「性的マイノリティの人権」をその他の人権問題の中から新たな柱として分野別施策に取り上げました。</p>
関係法令・上位計画など	<p>【関係法令】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 再犯の防止等の推進に関する法律</p> <p>【上位計画】浜松市地域福祉計画</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	令和元年12月～令和元年1月 案の公表、意見募集 令和2年2月 議会・委員会報告、市の考え方公表 令和2年4月 計画の施行

分野別施策の取り組み

1 女性の人権

現状と課題

- 性別による役割分担意識の存在
- DV、セクシュアル・ハラスメント など

取り組みの方向性

- 男女間の格差解消に向けた教育・啓発
- 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- 安心して相談できる環境整備 など

2 子どもの人権

現状と課題

- 児童虐待、いじめ
- 子どもの貧困 など

取り組みの方向性

- 子どもの人権が尊重される教育・啓発
- 子どもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- 地域の子どものを守る活動支援 など

3 高齢者の人権

現状と課題

- 高齢者への虐待
- 高齢者への詐欺や悪質商法被害 など

取り組みの方向性

- 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- 高齢者への相談・支援 など

4 障がいのある人の人権

現状と課題

- 障がいのある人への配慮の不足
- 障がいのある人の高齢化
- 発達に課題のある子どもの顕在化 など

取り組みの方向性

- 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- 地域で生活しやすい環境づくり
- 障がいのある人への相談・支援 など

5 同和問題(部落差別)

現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 結婚や就職の際の心理的差別の存在 など

取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 周辺住民との交流促進 など

6 外国人の人権

現状と課題

- 外国人材の受入れ拡大
- 文化や言語の違いによるトラブル
- 相互理解及び交流の促進など

取り組みの方向性

- 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- 外国人市民への情報提供・相談・支援 など

7 刑を終えて出所した人の人権(再犯防止推進計画)

現状と課題

- 刑を終えて出所した人への偏見
- 検挙人員に占める再犯者割合の増加 など

取り組みの方向性

- 犯罪や非行をした人の就労・修学支援
- 保健・福祉サービスの提供支援
- 関心を深めるための啓発活動 など

8 性的マイノリティの人権

現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 周囲からの偏見や差別、生活の不便さ など

取り組みの方向性

- アウトティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- 生活の不便さを解消するための取り組み など

9 その他の人権問題

現状と課題

- HIV感染者、ハンセン病患者への偏見や差別
- 犯罪被害者等に対する人権問題
- インターネット利用にともなう人権問題
- ホームレスへの嫌がらせや暴力 など

取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 犯罪被害者等及びホームレスに対する支援 など

第2次浜松市人権施策推進計画

令和2年度
令和6年度

計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。

これは、「お互いの個性を尊重し」「違いを認め合う」、誰もが持っている「思いやりの心」「相手の気持ちを考えること」によって守られています。

しかし、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が奪われたりしています。

私たちの周囲には、まだまだ様々な人権問題が存在しています。

この計画は、浜松市に暮らすすべての市民の方が、様々な人権について知り考え、そして行動し「思いやりあふれる社会」となることを願い策定しました。

第2次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

政策目標 思いやりあふれる社会の実現

すべての人が、「幸せに生きていく」ことができ、「自分らしく生きていく」ことができるために、「思いやりあふれる社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

平成30年実施の人権に関する意識調査結果より 高い回答

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 問1. 人権は重要なことだと思いますか? | 94.4% |
| 問2. 自分以外の人の人権を尊重できていますか? | 68.8% |
| 問3. 人権尊重の意識が、生活の中に定着していますか? | 30.2% |

この結果から、「人権尊重意識の定着に向けた取り組みが大切」と考えます。そこで、「人権尊重意識が定着した社会とは」と想像した時に、それは「思いやりがあふれる社会」になっていることだと考えられます。

基本姿勢 人権尊重意識の定着 ～気づき育み人権を身近に～

「人権への気づきにつながるような事業」や「正しい知識と理解を深められるような事業」の推進に取り組みます。

人権尊重の意識の定着のためには、まわりの人への思いやりの気持ちを持つことが大切です。また、毎日の生活のなかに人権に結びつくことが多くあることに気づくことも大切です。

こうした「気づき」によって蒔かれた人権の種は、「正しい知識と理解」という栄養によって大きく育ちます。

浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中区早馬町2番地の1 TEL.053-457-2031 FAX.053-450-7702

URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市人権施策推進計画 検索 令和●年●月発行

重点的な取り組みの方向性

体系図

政策目標

基本姿勢

思いやりあふれる社会の実現

人権尊重意識の定着と気づき育み人権を身近に

重点的な取り組みの方向性

分野別施策の取り組み

施策の方向性・取り組み

- 1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
 - 2 学校における人権教育
 - 3 地域社会への啓発
 - 4 企業における人権啓発
 - 5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
 - 6 人権を身近に感じる啓発活動
 - 7 相談・支援の推進
- 1 女性の人権
 - 2 子どもの人権
 - 3 高齢者の人権
 - 4 障がいのある人の人権
 - 5 同和問題(部落差別)
 - 6 外国人の人権
 - 7 刑を終えて出所した人の人権(再犯防止推進計画)
 - 8 性的マイノリティの人権
 - 9 その他の人権問題

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

方向性

- 将来の人格形成に向けて重要な幼児期に人権への気づきと芽生えとなるような教育
- 保護者への学習機会を提供

主な取り組み

- 幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- 人権啓発絵本の作成
- 世代間交流事業

2 学校における人権教育

方向性

- 発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために
- 学校での人権教育の充実
- 教職員への研修

主な取り組み

- 人権教育の推進
- 人権教室の実施
- 教職員対象の研修

3 地域社会への啓発

方向性

- 地域全体が思いやりあふれる社会となるように
- 人権に気づく機会の提供
- 正しい知識と理解を深める啓発活動

主な取り組み

- 市民向けの講座
- 人権講演会
- 子どもの見守り活動

4 企業における人権啓発

方向性

- 企業の社会的責任(CSR)が重要視され、企業にも人権に関する正しい知識と理解を深めることが求められているので
- 企業における啓発活動及び支援

主な取り組み

- 企業向け人権講座
- 企業の社会貢献活動相談支援

5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

方向性

- 人権教育・啓発の推進には、教職員、市職員が正しい知識と理解を深めることが重要
- 研修会、講座等の実施
- 人権尊重意識の高い人材育成

主な取り組み

- 人権だよりの発行
- 教職員対象の研修
- 市職員対象の研修
- 市町人権教育連絡協議会

6 人権を身近に感じる啓発活動

方向性

- 人権を身近に感じ、人権への気づきの場面を提供するために
- 気軽に参加できるイベント、講演会
- 多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

主な取り組み

- コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- 多言語による情報提供
- 人権啓発活動地域ネットワーク事業

7 相談・支援の推進

方向性

- 人権擁護委員、法務局等とともに
- 人権に関する悩みの相談
- 人権の分野に応じた相談・支援
- 相談機関の周知

主な取り組み

- 地域包括ケアシステム体制の構築
- 安心して相談できる相談体制の推進
- ICTを活用した相談事業や情報の提供



パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第2次浜松市人権施策推進計画(案)
意見募集期間	令和元年12月17日(火)～令和2年1月15日(水)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 福祉総務課人権啓発センターあて
住所 : 〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 クリエイト浜松1階
FAX : 053-450-7702
E-mail : jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市